

平成14年7月31日

1、委員会中間とりまとめ 6 - 2 ( 1 )( 2 ) および 3、淀川部会中間とりまとめ 4 - 5  
河川レンジャー制度、流域センターの設置検討

趣旨、検討内容ともに全面的に賛成いたします、特に、河川レンジャーには強力な権限付与と充分な報酬を考慮すべきと考えます。

1、委員会中間とりまとめ 4 - 3 利用 4 - 4 環境

下記視点からのご検討をお願いしたいと存じます。

昨今の関西経済の沈滞は瀬戸内海沿岸に立地した重化学工業の設備更新に伴う他地域転出、海外転出によるものであり、政治経済の東京一極集中と相俟って早急な回復は困難であると思われます。関西経済の回復を図るに当たって経済のサービス化、なかんずく観光産業の振興に注力しなければならないと考えます。幸い関西地区には、夫々特色のある京阪神三都市、優れた文化遺産を擁する奈良、京都、利便性と自然景観の優れた琵琶湖、淀川水系とそれを囲む山々、等々優れた観光資源があふれています。

関西再生のために、この琵琶湖、淀川水系の観光資源化推進という観点からの掘り下げを期待いたします。資源の持つ自然の力を最大限に生かした諸方策を期待いたします。

そのためには、琵琶湖、淀川水系の自然を損なうような水上バイク、プレジャーボート、水上スキー等の全面禁止のような強権発動を考えねばならないと思います。

1、委員会中間とりまとめ 4 - 2 利水 ( 1 )( 2 )

節水誘導策として住民意識の変革に頼ることは先ず難しいと思います。節水社会を作るには人の欲に頼ることで、水道料金の料金逓増方式を採用し、沢山水を使った人からは割高な水道料金を頂戴することです。具体的計数、実現の可否はさておき、各地の水道部門の余剰金が増えた場合は流域センター、河川レンジャーの維持費に充当することを提案いたします。

以上

|   |     |               |     |
|---|-----|---------------|-----|
| 琵 | 085 | 滋賀県今津町 建設課土木係 | 自治体 |
|---|-----|---------------|-----|

琵琶湖へ注ぐ河川に対する整備の方向性に対し、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を優先的に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきとのとりまとめについて。

未改修河川沿線の地域住民は、貴重な生命・財産を守るために目標とする洪水流量に対応できる治水対策を望んでいる。

本来の川が持つ機能や環境に回帰できるか計画にすべきとのとりまとめについて。

環境に配慮するあまり、用地買収等の面積が拡大し河川改修計画が停滞している現状がある。

河川、湖沼系に関する計画策定にあたり、流域全体での水需要管理の観点から、節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域余体の水需要そのものの管轄へ転換すべきとのとりまとめについて。

今なお、農業用水等における慣行水利権による河川水獲得の認識が強く、調整は困難を極めるものと考える。

琵琶湖総合開発は、昭和47年度～平成8年度までの25か年の計画で、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と周辺地域の整備および関係住民の福祉とをあわせ増進するための施策を推進しようとするものであり、治水対策、利水対策、保全対策の3つを柱として、整備事業がなされてきた。

その結果として琵琶湖の水質は、昭和50年代後半には一定の改善が見られましたが、昭和60年代以降、北湖のCODが漸増傾向になるなど厳しい状況にあり、環境基準(人の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で維持することが望ましい基準)は達成されていない。また、固有種の生息域の減少なども懸念されていることから、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等の幅広い観点から琵琶湖の総合的な保全を進めて行くことが必要である。

琵琶湖総合開発事業では、下流府県の水需要の増大に対処するため、その水資源開発を主目的にする整備も行われ、新たな水利権が生まれた。

しかし、その根拠となる水需要予測が、時代にそぐわなくなっていることが大きな問題である。

水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。

現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法となっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる。

それぞれの想定について、内容の妥当性、整合性などを充分見極める必要があり、場合によっては、想定の見直しといったことを実施し、節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式としていく必要がある。

本町の現状は、農業用水や上水道水源として琵琶湖から取水をしている。

特に、上水道水源は南部地域の宅地造成に伴う給水人口の増加や下水道の普及に伴う生活様式の変化が影響し、水需要は著しく増加している。

このことから、広報などにより地域住民に節水を呼びかけているが、使用水量は既得水利権の枠を越え水量不足の状態となっている。したがって、不足する水量を地下水に求め水量確保に努めているものの、近年の地球温暖化等の気象変動に伴う、水の供給能力の不安定化を懸念するところである。

以上のことから、現在ある水利権の範囲内で水資源の有効活用を進めることは重要であるが、上水道、工業水道、農業水利等の需要予測を再確認し、既得権を含めた余剰水の創出を図るとともに、逼迫地域への再配分を行う必要性がある。

## 中間とりまとめに対する意見について

## 1. 治水について

治水の現状を考えるとまだまだ整備は不十分であると考えられます。

本町の場合、主な河川としては、広域の市町村にまたがる一級河川の日野川、家棟川等があり、その河川のほとんどが天井川となっています。近年、それら河川流域にかかる上流部の区域では都市化が進展し、最下流部に位置する本町では集中豪雨のたびに水田等への浸水が起こっています。何百年に1回の大雨が降ることがなくても、被害が生じている状況であります。破堤等の危機管理対策は、今後、ますます、具体化に向け、検討を重ねる必要があると思われますが、目標とする洪水流量を治水の基本として、今後も整備計画を立てるべきであると考えます。これらのことから、治水についてはまだまだ早急な河川改修が必要と考えます。

## 2. 利水について

渴水時には、節水を心がけるのは、当然のことですが、水は、生命の源であり生き物すべてのよりどころであります。

水が不足したことにより、過去から、そのために多くの争いや利害が生じてきたところであります。琵琶湖という水瓶により、此処に暮らす人々がこのうえない安らぎを感じて暮らすことができました。生活様式や産業形態が変化していくとしても、日常生活においてもまた、社会活動においても、水不足の影響は甚大なものと考えられます。これらのことから水の確保は、最優先されるべきものと考えます。

## 3. 河川環境の保全・整備について

生活様式や産業形態、集水域の土地利用の変化に伴い、河川への汚濁物質や農業排水等の流入によって琵琶湖の水質汚濁は進行し、カビ臭・淡水赤潮・水の華（アオコ）が発生するなど、富栄養化は依然として大きな問題となっています。

さらに、近年のマリンスポーツの流行やアウトドアブームにより、本町には多くの若者や家族連れが訪れ、湖辺ではゴミ放置といった新たな問題も生じています。

私たちが生活する上で環境を考えることは、大変重要な問題です。今後は、私たちや子孫のためにも、住民、事業者等が自然環境に配慮した、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動を実践していかなければならないと考えます。河川環境においても、琵琶湖の保全をはじめ自然と共生した美しい河川環境の保全、整備を推進していかなければならぬと思っています。そのためには、河川環境悪化の現状とこの状態を続けることによって出現するおぞましい未来を人々が十分に認識し、今後、進むべき方向を理解していただくことが大切であると考えます。

平成 14 年 7 月 31 日

## 意 見 書

淀川河川整備計画については、琵琶湖の上流部に位置する八日市市においても、深い関心をもっており、これから淀川を考えるために作られました淀川水系流域委員会には、大変ご苦労いただいていることに感謝申しあげます。

さて、淀川水系流域委員会中間とりまとめについての意見を述べさせていただきます。

本市においては、湖東平野の中央部に位置し、琵琶湖に面していない内陸中核都市で、治水と都市基盤整備を図るための排水問題の解決は、大きな課題となっています。

市内には、愛知川、蛇砂川、白鳥川など一級河川が 8 河川あり、特に本市の 4.5 % 流域持つ蛇砂川は、河川断面が狭少で著しく蛇行した天井河川であり、古くから今日まで多くの人家や田畠に被害をもたらしており、治水の整備は不十分であります。

洪水被害の早期解決を図るため、昭和 47 年より流域 2 市 2 町がそれぞれの機能分担方式で河川改修事業に取り組んでいるところであり、八日市市においては、蛇砂川改修推進室を設置して事業を推進し、市内の中間地点から愛知川へ放流する 3,600 m の八日市新川事業を県事業で対処しているところです。

この河川計画は、50 年確立の断面で用地取得しておりますが、早期治水効果を上げるため、現在 10 年確立の暫定断面での緊急整備が必要と考えております。

市民の洪水、浸水に対する不安を解消するためには、今後とも河川改修は必要であると認識しております。

次に渇水時における節水行動については、常日頃から市民に啓発しているところです。

特に、市民への上水道、あるいは、下水道で使用します生活用水については、地下水と琵琶湖からの逆水（中部企業用水を受水）であり、限りある水資源の有効利用のため、節水や水の再利用など関係機関と連携を図りながら、水不足の解消に向けて努めています。

また、市内の全域の農業用水については、永源寺ダムにより恩恵を受けているところであります。かんがい期を通して水不足しております。

現在、国・県においては、愛知川第二ダムを計画していただいておりますが、反面当河川に

おいても河川改修部分が多く、治水と利水による事業の促進を要望しているものです。

次に河川の環境の保全と整備については、碧い琵琶湖を保つため、県民一人ひとりが、関心をもって、粉石鹼の使用や農業排水による汚濁水の抑制または、行政においては、下水道整備の普及に努めています。

本市の河川においても、少しづつではありますが水質がよくなり、どじょう・沢蟹が住み、ホタルが飛び舞う光景に変わりつつあり、白鷺を時々見かけます。

川には、もっと多くの魚あるいは、水生植物が育つように動植物との共生を図りながら、後世に引き継げるよう努力しているところです。

本市においては、環境基本条例の理念である「自然と共生する緑ありなす八日市」を実現するため、健全で恵み豊かな環境を維持しながら環境への負荷の少ない持続可能な節度ある循環型社会への構築を市民、事業者、行政の主体的行動とパートナーシップのもとに進めます。

又、川と共に身近な自然と共生できる暮らしや「緑の湖づくり」を進め、調和の取れた美しく心地よい環境の創出に勤めます。

更には、県主催の川づくり会議に多くの市民が関心を持ち、又、地域・町での川づくり会議が行われ、市の職員も参加しております。

八日市新川の沿川地域で進めています「みんなで取り組む21世紀の川づくり」会議での住民の意見を下記のとおり集約して、今後も地域住民との協働作業のもとに、環境整備に努めてまいります。

1. 川には、常時水が流れると共に、市民に親しまれ散策できる河川整備
2. 夏には、ホタルが飛び舞い、四季を通して動植物と共生できる川
3. 暫定断面の段階から川の将来構造を考慮して、低木、草花の植生できる美しい川づくり
4. コンクリートで護岸を固めるのではなく、石や自然素材を利用した河川
5. 川の中に水路をつくり、子供と大人が共に遊べる憩いの場
6. 橋梁名については、地域の歴史と文化に富み、沿川意見の反映を

&lt;淀川水系流域委員会がとりまとめられた中間報告に対する意見&gt;

平成 14 年 7 月 31 日

本市は淀川やその堤防上の街道などの恵みを受けたり、またある時は決壊による被害を受けたりするなど、淀川なくして「ひらかた」の歴史は語れない。淀川沿いに市街地も形成されていることから、今後も一層河川管理者や市民団体等と相互に連携を図り、淀川やその支川との共生を目指したまちづくりを進めたい。

## 1 . まちづくりとの関係

### 1 ) 治水上の安全について

川沿いでの生活や生業を守るために、長い年月をかけて堤防が強化されてきたことや高い堤防がつくられてきたことは決して否定的な面だけで捉えるべきことではないと考えている。

### 2 ) スーパー堤防について

本市は都市計画マスタートップランで沿川にわたってスーパー堤防化の方針を打ち出している。スーパー堤防化を期待しつつも、すべてが短期間にスーパー堤防になりえない状況を考えると、本市域内の危険度の高い堤防を放置することなく、緊急かつ優先的に堤防強化を進める必要がある。

### 3 ) 河川レンジャー制度について

本制度には賛成であるが、水防活動すべてを肩代わりできるものではないことから、引き続き、水防団の活性化、水防活動の充実については検討する必要がある。

### 4 ) 舟運の実現について

舟運は観光面など多様な可能性のある都市的な活動であるが、市民が川の姿を実感し、流域を意識する上で大きな意義があり、また、沿川自治体にとっても川に向かったまちづくりや川と都市の連続性を進める上でも重要な意義を持つと考えている。

## 2 . 河川敷の利用

### 1 ) 多様な表情を持つ河川敷きについて

治水事業により冠水しにくい高水敷が確保されたことを踏まえ、各種の計画等に基づき河川公園やグラウンドが整備されてきたのであり、その整備や利用に対するニーズや期待は高いものがある。このことが無秩序な利用や環境破壊につながったというのは短絡的である。

冠水頻度を高めた高水敷の確保や水辺（低水護岸）の改良による河原やワンドの整備により、現在よりはるかに多様な表情を持つ河川敷きは実現できると考える。多くの市民が足を向けることで、川への意識も高まっていくと考えている。現在、市が占用しているグラウンドもその実態から判断して、環境への負荷は軽微である

と考えており、河川敷きのひとつの利用形態であると考えている。

今後、河川公園に限らず水辺も含めた河川敷全体で、水辺でのふれあいや水辺植物の生育の場、緊急時の広域避難場所にも活用できる広場など、市民や行政の期待に対応できる多様な形態の河川敷にするための保全・活用方策を確立する必要がある。

## 2 ) ゴルフ場の扱いについて

本市域上流側の北半分の河川敷は 2 箇所のゴルフ場があり、淀川の利用ができない状況であり、改善が必要である。また、河川敷での農薬使用等による水源汚染の防止の観点からも、将来的には廃止し、自然にふれあえる場に復元するとともに、その間は農薬使用を中止すべきと考えている。

<淀川水系流域委員会がとりまとめられた中間報告に対する意見>

## 淀川舟運と連携した「まちづくり」について

平成14年7月31日

舟運については、委員会報告の部分では、

「地域振興的、文化的、および防災的な事業として、検討を行なう」

と記載されているが、今後以下のような視点で積極的に位置づけられたい。

### 1. 淀川と舟運のこれまで

淀川は、近畿の中央部を貫流し、大阪・京都を結ぶ川として、千数百年にわたり、人や物を運んできた。とくに江戸時代は重要な役割を担った。

明治時代には水制工という技術の活用により、一定の水深が確保できたことで江戸時代とは異なる形で、舟運は沿川の活況をもたらした。また、この水制工はワンドという多様な自然を育む場を生んだ。淀川を中心とした生活や産業活動が「豊かな川とのつきあい」を育んできた。

### 2. 川とまちの関係

舟運の視点から治水への視点の転換により、淀川沿川の自治体における淀川は、洪水防止のために「封じ込められた」空間となり、また、他の地域との「行き来を妨げる」空間となった。

改めて舟運が実現すれば、視点を川面に移すことでき、そのことで川を実感し、淀川がたくさんの市民に「開かれた」空間、そして「他の地域と結びつける」空間になる。

沿川自治体も川へのアクセス、河川空間との連携などを組み込む必要が生じ、自治体や市民が淀川を意識し、もっと自然と共生し、ゆとりのある時間の過ごし方や多様な文化の創造が生まれるようになると考えている。

### 3. 具体的な整備イメージ

自然との共生を図る技術や仕組みをセットすることを前提に、淀川舟運を構築することが今日的な課題であると考えている。

大震災時等の緊急時利用のためには、平常時から活用しておく必要がある。

河口部から伏見・宇治までの航路を確保するとともに、船着場の増設や船着場と都市部とのアクセス性の改善、船溜施設（河川港）の設置等が必要である。

大阪湾・瀬戸内海の海上交通との一体的な連携を確保することにより、単なる河川舟運ではない可能性が展開可能である。

内陸部での拠点としては三川合流部が大きな意味を持つと思われる。すなわち、この地点は広域的な観光活用や大震災等の緊急時活用の面で、あるいは物流における可能性の面でも、整備されつつある幹線道路との中継や宇治川との一体的な利用を進める上で重要な位置で、将来的な構想を構築することができる。

## 淀川水系流域委員会中間とりまとめ意見

治水においては、堤防を高くすることより、できるだけ被害を小さくするための対策を優先させるとなっているが、本市においては、改修なった草津川放水路の上流部をはじめ、いわゆる天井川といわれる一級河川の未整備区域が数多くあり、河川にはそれぞれの河川に特性をもっており、その地域にあった整備が必要であり、地域住民から河川整備計画の理解と安心を得ることもあるため、これらの平地河川化等についても、従来どおりの河川整備計画に基づく早期着手をお願いしたく、柔軟な意見をお願いしたい。

中間とりまとめの内容と過日のシンポジウムについて私のご意見を述べさせて頂きます。紙面の都合により要約となりますのでご配慮願います。

まず概観ですが、全体にご苦労は伺えますが個々の委員様の意見のすり合わせと調整で、せっかくの内容がよくある指針のための指針の様相で、魅力のない、訴求力にかけた物となっているようです。学者や一部の特殊な人のための論述書にはならないように配慮すべきでしょう。俗にお役所仕事的ということですが、お役所仕事的産物は、お役所の職員も読みません。

取りまとめ全体を見渡しては、大変気になることが一つあります。地域の市民住民の参加について、体系的に論じられていないことです。人及び人の生活と川や水との関わりを安全の構造的側面（ハード）からだけでなく、文化的視点からの議論が不足しているように思えるのです。

シンポジウムでの「この委員会で決めたことが今後の琵琶湖淀川水系の開発と維持管理について全てを決定付ける」という一部の委員の方の傲慢な態度は、このあたりの議論の不足から来ているのではないかでしょうか。

まだまだ意見はありますが、中間とりまとめの中で注目すべき提案として、最後に河川レンジャーなるものについて一言。

河川流域の環境と安全を確保するため維持管理や監視をし、緊急時には活動するという仕組みづくり。又、新たな雇用を創出できる大きな委員会の目玉プロジェクト、大変結構かと存じます。

しかし、既に同様の趣旨で仕事の無くなった或いは減った多くの建設技術者が河川や道路の環境と安全のための維持管理と緊急時の出動を仕事にしたいと結集していることをご存知でしょうか。現在 20 歳代 72 名、30 歳代 48 名、40 歳代 72 名、50 歳代 36 名、です。合わせて 228 名、今のところ滋賀県だけでの勉強会程度ですが賛同者はまだまだ増えていきそうです。私はこの様な仕組みの必要性を数年前から訴え、その賛同者が徐々に増えこの不景気で一気に加速していると言ったところです。委員の皆様と違い現実の現場を預かる建設技術者や環境保全関係者は生活を含め切実です。一度問い合わせ頂き、委員会の成果になり尚且つ彼らの希望が叶えられるようお願い申し上げます。

平成14年(2002年)7月31日

## 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見について

## 記

意見項目 4. 整備計画の方向性 洪水防御の基本的対応 (P、 - 9 )

4.2 琵琶湖に注ぐ川について (P、 - 1 - 14 )

(3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画にすること。

## 意 見

彦根市内の琵琶湖に注ぐ一級河川（中小河川）は、下流部が市街化調整区域のため改修が遅れており、近年上流部の市街化が進み、夕立程度の雨でも市街化区域の接点付近で、道路・家屋への浸水を繰り返しております。

県当局・市担当課へ、その都度地元自治会、住人から苦情があり、その対応に苦慮しているのが現実です。

当局において、応急的な維持・管理また、抜本改修の計画は進めていますが、予算の厳しい折、用地買収・補償交渉に相当の期間を要するものと思われ、その間浸水の事態は繰り返されることが懸念されます。

このようなことから、行政としては、憂慮する事態であり、まして浸水地域住民の心中には言うまでもありません。

したがって、とりまとめにあるように、破堤回避対策を優先に行い、状況によっては、ある程度溢水を想定するやりかたに変えるべきであるという考えは、一次改修等が終わっていない河川については、なじまないと考えます。

以上のようなことから、その河川の特性に合わせた治水を最重点に、親しみやすい河川環境を配慮した川づくりが進められることを強く申し上げます。

意見項目 4. 整備計画の方向性 施設による対応 (P、 - 9 )

4.3 ダム貯水池計画について (P、 - 1 - 15 )

・計画・建設中のダム・貯水池について見直しを行うこと。

## 意 見

芹川は、その沿川である彦根市、多賀町において過去、幾多の大洪水や災害を被ってきました。昭和の後期において一次改修が行われたものの、下流部の彦根市街地部は台風や豪雨時には、橋の桁下や堤防道路から手の届く地点まで増水し、危険に晒されている状況にあります。

近年の局地的な集中豪雨に見られますように、治水施設の整備水準は依然として低いものであり、一旦洪水となれば、下流市街地部の被害は甚大なものが予想されます。流域は、市街化が進み洪水被害は増える傾向にありますが、下流部の河川改修による河道拡幅は、両岸には人家等が密集し不可能に近い状況にあり、土地利用等の流域の特性、経済性、社会的に及ぼす影響、芹川の河川環境保全、事業の実現性など総合的に判断した結果、最善

の手法として、ダムによる洪水調節が最善の方策と考えます。

しかし、ダム建設は、目に見えない多くの環境に影響をおよぼすことから建設地の地形等を考慮し、自然環境、生態系、水質、堆砂対策等に配慮した、環境への負荷が最小限になるような施設に見直し、併せて、安全で安心できる地域の基盤整備を進めることを強く申し上げます

健全な水循環を確立するために不可欠な機能は「流域を単位とする自立的・統合的な水の管理」です。この機能実現のため不足しているのは、「水（とくに地下水）の公共性の概念」と「流域の主権」です。以下この2点を補足説明します。

#### （1）水の公共性

地下水と地表水は一体となって循環しているのに、日本では地下水が土地所有権に属するものとされ、健全な水循環が阻害されている。「地下水は公共のものである」ことを法的に確立することが必要である。（\*1）

#### （2）流域の主権 [ -17 ページ、6-2(1) 流域委員会の設置検討 ]

流域の主権組織として「流域連合（仮称）」を設置

流域連合は統合的な流域管理業務を行なう。組織は地方自治法の広域連合が適当。流域を行政区画に含む都道府県と市町村で構成し、住民や利害関係者の参加機構を設ける。

流域連合が「流域整備計画（仮称）」を策定

河川整備計画の上位計画となる流域整備計画を策定する（水に関する流域の課題は湖沼や河川だけではない）。

流域連合が流水占用やダム設置などの許認可権限をもつ

国（大臣\*2）の権限のうち統合的な流域管理に必要なものは流域連合に移行する。

全国基準と流域間調整など

流域管理の基本理念と区域割などの全国基準を設定する。

流域と他流域の関係、森林・海域など流域をまたがる課題について調整機構を設ける。

【\*1】民法第207条「土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」にいう「制限法令」が地盤沈下対策や温泉利用に関して制定されている。水循環という観点から新たな制限法令を制度する。

【\*2】自治体（首長）の権限は流域連合（広域連合）の構成団体として持ち寄ることになる。

これらを法的に確立するためには「水基本法（仮称）」が必要になるでしょう。「申間とりまとめ」では「法的に位置づけられた」と表現されていますが、「水基本法制定」を提案すべきだと思います。

平成 14 年 7 月 31 日

## 「淀川水系流域委員会中間取りまとめへの意見」

亀岡市の街づくりの根幹をなすものは、桂川の治水であります。

亀岡市は、第 3 次亀岡市総合計画において、「聖なる水と緑の奏でる知恵の郷」をキーワードとして将来都市像を目指し市民の生命財産を守り、安全、安心で快適な生活環境を築くことを目的としています。

本市の中心部を北から東へ縦貫する桂川は、亀岡盆地の地形の特質から保津峡に至って、河幅が狭くなり集中豪雨になると下流へは流量調節作用するが、上流域では逆流現象が生じて、田畠はもとより人家への洪水をもたらしてきました。

戦後においても、疲弊した国土に、毎年のように風水害が襲い、桂川（保津川）沿川の地域住民の生命、財産を奪ってきました。

特に、昭和 28 年、35 年の洪水は、田畠・人家はもとより JR 亀岡駅が水没する大被害をもたらしました。

さらに、昭和 26 年 7 月 11 日の水害は、集中豪雨により桂川支川年谷川上流の農業溜池平和池が決済、下流集落篠村柏原を直撃し、多くの尊い人命と家屋、財産を失い、亀岡地域において未曾有の大惨事となりました。

昭和 46 年に当時の建設省より、「淀川工事実施基本計画」が策定され、桂川については、「日吉ダムを含む上流ダム群と保津峡狭窄部上流河道改修」により河川の氾濫をなくすこととで整備を進めることになり、平成 10 年には、上流「日吉ダム」が完成しました。

桂川改修については、当面の整備計画、暫定計画、基本計画の 3 段階により整備することになっています。

河道改修は、京都府が建設大臣の認可を受け、保津峡の一部開削を含めた 30 年確立降雨に対する暫定改修計画に着手することとなり、昭和 57 年出水対応を目標とした当面の整備計画を府の土木事務所において、平成 8 年から築堤工事に着手され、地域住民はその完成に期待をしています。

しかしながら、当面の整備計画では霞堤区間が存続し、完全に堤防を締め切ることができません。桂川の河川改修は、段階的に施工されることになっており、暫定計画、基本計画の着手には、下流の整備状況によるものされており、市民にとっては早期に改修することが悲願となっています。

「淀川水系流域委員会淀川部会」において、淀川の治水、利水、利用、環境等について議論された「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」の中、現在までの治水事業について、一定の治水効果により、下流都市圏において低平地や堤防の直近に人家が密集することになり、このことにより、川を取り巻く環境が変わってきたことが、あたかも上流に原因があるかのような議論があり、また負担を上流域にもってくるような議論がなされているようを感じております。

治水事業は、上流、下流域がそれぞれバランスのとれた改修計画により行われてきたも

のであり、それが治水に対して最大限努力してきた結果であると考えております。

特に桂川の上流に位置します亀岡市においては、桂川の治水計画が、木津川上流狭窄部岩倉峡と同じような、「遊水池」による下流域への流出量を抑える事が適当であるかのような報告がされており、本来桂川の治水計画には、「遊水池」計画はなく、木津川流域と同種のものと考えられていることに対し非常に危機感をもっています。

また、下流の整備状況により、上流域での洪水調節機能を残すことは、下流大都市域の負担を一方的に上流域に押しつけるようなことになり、決して許されるものではないと考えます。

桂川の持つ豊かな環境は、周辺地域住民また河川関係者により維持されてきたものであり、それが母なる川「桂川」として、育んできたものであります。

それゆえ、桂川は非常に気性の激しい川であり一度氾濫すると大被害をもたらすものがありますが、桂川のもっている自然・環境が周辺地域に及ぼす多大な影響も必要であると考えておらず、これらを利用し活用することも今後残された課題であると思います。

利水においても、都市圏への有限な水資源を供給するため桂川・木津川・宇治川域においては、下水道の促進などにより水質の浄化、安定した水供給に努めているところであります。

その水供給が、都市圏での生活様式の変化によるものと一言で片付けられるものではありません。

「淀川水系流域委員会」の場において、上流域の発言機会が制限されることに危機感をもっています亀岡市としては、機会あるごとに「桂川」の実情を報告するとともに、永年にわたり「桂川」と共存しており、今後とも「桂川」の川づくりと共に街づくりをしていくこととしております。

委員諸氏におかれましては、先入観の無い公平な目で、バランスの取れた河川整備計画が策定されますよう、益々活発な議論がなされますことを期待しております。

平成 14 年 7 月 31 日

琵琶湖部会中間とりまとめに対して、以下のとおり意見を送付します。

### 治 水

琵琶湖部会中間とりまとめ 4 . 2 琵琶湖へ注ぐ川について P . 14 下から 2 行目 ( 3 ) の状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。とされている点に対する意見。

意見：治水対策は、各地域河川から流れる、多量の雨水を琵琶湖まで氾濫させることなく速やかに流下させることにあります。

湖西地域の河川の中には、民家の屋根をはるかに越えた河川が人家を横切る危険極まりない状況で、いまだ未整備のままであります。( 改修計画中 )

今日まで、幾多の洪水に遭遇している住民にとって、「ある程度の溢水を想定する」といった将来河川の治水のあり方は、地域の住民の暮らしを守る責任者として、到底受け入れられないことがあります。

湖西地域特有の急峻な天井河川の改修計画は、50年また 100 年確率の中で河道の早期平地 河川化が喫緊の課題であります。

一部の地域であっても溢水を想定した計画であってはならないと考えます。

川上から川下に至るまで安全な治水計画として、地域住民が安心して暮らせる治水整備が重要であると考えます。

### 利 水

琵琶湖部会中間とりまとめ 3 . 1 価値観の転換 ( 2 ) 流域全体での水需要管理へ P . 8 から 3 行目の節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

4 . 3 ダム・貯水池計画について、環境への影響は極めて大きく等とされている点に対する意見。

意見：節水行動により対処する等、住民の意識変革も重要なことであることは、異論ないところですが、住民意識だけで乗り切れない時の渇水に対処できる水供給システムの構築が求められると思います。

琵琶湖の利水対策で、県民が目の前の水を利水出来ないといったことは、よほどの代替利水対策を講じておかなければ、理解が得られないとあります。

滋賀県民の生活用水は琵琶湖取水が主となっている中で住民の節水行動への意識変革は重要なことでありますが、命の水瓶を枯渇させないためにも、新たな水源を地下水源対策も視野に入れた民生安定のためのシステムの構築を望むものであります。

このことからも河川流水の安定確保について、長期的な視点から「水資源は森林資源から」

を提唱し自然林の保水力を高める治山と治水を一体的に考えながら、流域的な治水・利水ダムの整備が求められると考えています。(有限な水を貯水することなく海に流さない)

### 環境

自然環境・生態系に悪影響を及ぼさない管理のありかた等 に対する意見。

意見：町の中を流れる河川環境の保全・整備は、地域住民が関心がもてる「せせらぎ水辺空間の創造」を目指していくべきであると考えている。

川の役割は、空から降った雨を速やかに氾濫なく下流に導く事が最大の役割であるが、また地域の河川が育んだ多くの自然や風土や文化があることについて承知はしています。

しかし、あまりにも自然環境や生態系にこだわった結果として、野獣類が河川敷地に住みつき地域住民に不安を与えていたといった現実もあります。

また、天井河川を平地河川にすることが自然破壊といっては、住民が安心できる河川整備は進まないこととなります。

湖西地域河川は、延長が短く急峻であるため、平常の水量は比較的穏やかで安定した河川が多いものの、梅雨期や台風による豪雨には、大量の出水があり毎年不安な時期を迎えています。

人命尊重を最重点とした上で、自然共生型の河川整備が行われることで、自然環境豊かな、大きな河川敷地「公共空間」も 治水・利水・保全と、地域の大人も子供たちも共に愛するせせらぎ水辺空間の整備が求められるもの。

未来の流域河川環境は、地域それぞれの自治意識の中から、河川愛護精神が自ずと生まれ、河川の自然環境が子々孫々に引き継ぎ守られていくと考えています。

各河川の上流域でも天然遡上の魚つりが出来る魚道整備は利水施設と併せて整備することは、自然との共生を持続させるためにも大変重要な施設整備でありますのでよろしくお願ひ致しまして意見と致します。

平成14年7月31日

## 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

- 1 - 2 - 5 表1淀川の特性 淀川本川の項、社会的特性欄に「交流の拠点（三川合流部）を追加していただきたい。

## 〔理由〕

三川合流部は八幡市側からは府道京都守口線御幸橋、大山崎町側からは京都第2外環状道路桂川架橋を通じて徒歩で行ける所であり、また三川が合流するという自然的条件、更に宇治川、木津川の付け替えや背割り堤といった治水の歴史を活かした学習の場として、社会的には左岸・右岸をはじめ広域的な人的交流の拠点としてふさわしい地点と考えます。

- 2 II - 2 - 15 3 - 3 利用「今後は、河川空間を『川本来の姿に戻す』ことを基本的な考え方として、必要に応じて利用を規制するなどの法整備を行うべきである。」とされております。木津川の河川敷には4WD車が直接入っておりますが、この規制についても配慮願いたい。

これに関連して、川辺に親しむ整備を進めていく一方違法駐車問題についてはモラルの問題とともに近くに駐車スペース等物的施設の整備もあわせて検討する必要があると考えます。

- 3 II - 2 - 32 流域センター制度の創設について v . 河川フィールドミュージアムに（を）併設の項について

河川の合流部等当該水系の特性や利便性を考慮して設置していただきたい。

特に三川合流部は、単に三川が合流して淀川となる場所というだけでなく、木津川の付け替え（明治3年）宇治川の付け替え（明治35年）三川合流点での導流堤、引堤等の淀川改修増補工事（昭和8年）そして巨椋池の干拓事業（大正7年～昭和16年）と“水”に対する先人の知恵の実践の場でもあり、「流域の新たな河川管理の『核』」となるにふさわしい場所と考えます。

平成14年7月31日

### 淀川流域委員会中間とりまとめへの意見について

淀川水系流域委員会の委員各位におかれましては平成13年2月の委員会設立以来、活発な議論を重ねられこのたび中間とりまとめを出されましたことについて深く敬意を表するだいです。

中間とりまとめにつきましては、委員会で十分議論された内容であり兵庫県としても関係自治体として実現に向けて真摯に受け止めるべきものと判断しておりますが、下記について今後議論を深めていただきたく意見として提出させていただきます。

記

以上

#### 1、対象箇所

猪名川部会中間とりまとめ（020510版）

- 3 - 14 3 - 2 災害への対応と防災意識の向上

##### 2) 対応方向

狭窄部については原則として開削は行わず、狭窄部上流の浸水対策を行うことが望ましいが、開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部の洪水時の被害状況や整備コストの比較を行うべきである。

#### 2、意見

##### 修正案

##### 2) 対応方向

長期的な視点に立った狭窄部の抜本的な治水対策のあり方については開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部および上流部の洪水時の被害状況や整備コストの比較を行い、決定すべきである。

なお、現在、浸水が頻発している上流部では、早急に浸水被害を軽減するため河川改修を実施しているところであり、当面の対策として、下流部の改修状況も勘案しながら、段階的に狭窄部の開削を行うこととする。

#### 理由

兵庫県では、猪名川の銀橋付近から上流で治水安全度1/10を確保できるよう改修を進めている。現在、約400mの改修を終え、さらに上流へ約2.5kmを改修する予定である。銀橋改築はH9年に完了したが、下流部の改修が未了であることから、狭窄部の掘削を保留している状況である。一方、下流部のうち河口から猪名川合流点までは、大阪府と兵庫県が治水安全度1/10で河床掘削等の改修を進めており、H17年には完了する予定である。

この区間では、治水安全度をさらに向上させるため、引き続き掘削等を行う予定である。また、猪名川の直轄管理区間においても、現在治水安全度 1 / 10 を確保するための改修が進められており、この事業もまもなく完了する予定である。

このような状況に鑑み、銀橋付近狭窄部については、原則として開削しないと記述されているが、下流部での改修も進みつつあることから、下流部での越水被害を拡大させないよう配慮しながら段階的に開削し、上流部における治水安全度の向上を図っていきたい。

引き続き下流部では、さらに治水安全度を向上するための改修を続けていくこととしているが、長期にわたりかつ莫大な費用を要する事業であることから、中間とりまとめに示されるよう、さまざまな観点から複数の選択肢を想定し、比較検討を行うことが必要であると考える。

### 3-4-(2)生態系の保全について

a ) 川の自然を再生する事業について伝統的河川工法を再評価し活用するとのべているがこれは評価する。あわせて護岸のコンクリートブロックや石積みについて改善を要望する。従来のこれらの建材は、隙間をコンクリートで固めるため小動物は土にたどりつけない。大阪市立大学の高田直俊先生が開発したサワガニブロックは隙間にコンクリートを使わず（ステンレスボルト固定など）またブロックの本体に穴があり土が見える構造である。このブロックを使ってほしい。また同様のブロックを開発してほしい。

b ) 高水敷の切り下げは重要であり、生態系保全のためには緊急を要する。

高水敷に冠水することがほとんどなくなったことが生態系に打撃を与えている。これを招いた河川管理を深く反省しなければならない。

その原因としては 下流の河床低下との関係を考えずに上流に砂防ダムを多く作り、土砂の供給を絶ったことである。 防災面から水を早く海に流すため下流の河床を下げるという管理をしてきた。 高水敷の生態系の連続性や保全範囲を考慮せずに土砂をつみあげさらに運動公園などにしてきたなどがあげられる。

その対策として次のことを実施すべきである。

については・・・既設の砂防ダムの見直し。砂防ダムに頼らない土石流対策がとれるところは砂防ダム撤去。必要と判断される場合に、大規模土石流はくい止めるが、日常の土砂は流出する型式に作り替える

については・・・年に数回は高水敷に冠水するよう河床管理を転換しなければならない。場所によっては河床を上げる必要もある。

については・・・中間取りまとめに高水敷の切り下げ を述べているが、切り下げの場合、元の高水敷の表土（埋土種子のある部分）を生かすことが必要であり、ともかく切り下げて冠水させればよいということではない。また 2-2 (3) には「河川でしかできない利用を優秀すべき」と述べているが、運動公園は原則的に順次撤去することを明確にすべきである。

## 中間とりまとめへの意見応募

琵琶湖部会（020514版）

## 3 - 1 ( 2 ) 流域全体での水需要管理へ

渴水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する

上水道は生活用水の役割の他、消防水利の役割も果たしている。よって、ライフラインである上水道の渴水受容は望ましいものではない。また、農業用水においても、水が必要な時期に不足すると収穫に大きな影響がでるため、渴水受容は困難である。さらに、湘南地域は京阪神のベッドタウンとしての人口増加や、交通の利便性により工場・事業所が増加しており、これらの生産にも影響が生じるなどの問題を抱えている。

## 4 - 2 ( 3 ) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること

状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである

現在、町内では大雨のたびに冠水する道路、家屋、農地が存在している。また、町内ほとんどの河川の洪水確率は大きなものではなく、かつ河川改修については現在も進めているところである。よって、関係する方からは、被害を受け改善の要望があることから、このような箇所の対策が改善されないまま溢水を想定するやりかたへの変更は困難である。

## 委員会(020509版)

## 4 - 3 ( 2 ) 高水敷利用

基本的には、川らしさを生かした利用、すなわち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う

高水敷の利用については、限られた公共用地の利用という観点から考えれば必要であり、今後はできるだけ環境に負荷を与えないような方策で進めることは当然であるが、一定利用については認める方向で願いたい。

## 「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見 全般的な内容

## 「脱ダムネット関西」

- ・安威川ダム反対市民の会
- ・茨木北部丘陵地域の自然を守る市民会議
- ・大阪自然環境保全協会
- ・関西のダムと水道を考える会
- ・紀伊丹生川ダム建設を考える会
- ・長良川河口堰建設に反対する会大阪支部
- ・槇尾川ダムの見直しを求める連絡会
- ・箕面北部の自然と開発を考える府民の会余野川部会
- ・武庫川を愛する会

「中間とりまとめ」全般については、新河川法の精神に沿った斬新な意見が随所に見られ、最終答申に大きな期待を抱かせる内容です。特に次のような見解に注目しています。

「洪水」については、“ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない”（淀川部会）

「利水」については、“水資源は有限であり、利水量にも限界があるという前提のもとで、その限界に利水をおさえるという考え方へ転換する。これまで行われてきた利水部門別の需要予測を単純に積み上げる「需要追隨型」の開発計画は改めなければならない”（淀川部会）

しかしその一方で残念なことは、猪名川部会の「中間とりまとめ」の内容が抽象論に過ぎず、ダム問題を正面から取り上げていないことです。貴委員会が昨年12月に意見募集を行った際に、私たちは「余野川ダム」の中止を求める意見書を提出しましたが、このダムの建設が治水・利水・環境、さらには財政に与える影響の大きさを考えるとき、今回の「中間とりまとめ」に、他の部会のようなダム問題に関する見解が盛り込まれていないことに議論の不十分さを覚えます。最終答申に向けた十分な議論が尽くされることを強く期待します。

次に残念なことは「安威川ダム」です。このダムは淀川水系に計画されており、「淀川フルプラン」にも明確に位置付けられているにも拘らず、国土交通省の直轄でないと理由で審議対象から外されていることは、まことに不合理と言わねばなりません。これから審議の中に組み込まれることを強く要請します。

更に、琵琶湖に注ぐ姉川支流高時川に計画されている「丹生ダム」に関しては、淀川水系最大規模のダム計画であり、琵琶湖に与える影響が深刻なものとなることが懸念されることや、大阪府営水道などへの利水目的が不適切であることなどから、この際、抜本的な再検討が必要と考えます。

これらのダム計画はいずれも、今や社会的な建設目的を失っています。上記の淀川部会の「中間とりまとめ」の見解に沿って、見直しの議論を行って頂くことを強く要請します。

## 琵琶湖部会 4 - 2 琵琶湖へ注ぐ川について - I - 14

竜王町は、琵琶湖支川日野川河口部から上流約10km上流に位置する人口13,000人余の町であります。町の面積44.52km<sup>2</sup>と農地・山林・宅地を形成しその東から北西に一級河川日野川が流下しております、また、町内を流れる一級河川14河川のその殆どが天井川を形成し、日野川に流入しております。日野川の中流部に位置する、沿川地域においては、人家を見下ろす典型的な天井川であり、かつ、極端な蛇行部が多く経年変化とともに施設の老朽化や産業経済の進展による開発等によって、洪水時には水位が上昇し護岸の欠損や異常洗掘、漏水が顕著となっています。特に記憶にあります昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風では甚大な被害を被りました。また、平成2年、平成6年以降集中豪雨等における異常水位においては、町災害対策本部・水防本部等を設置、沿線集落におきましては、自治会・消防団が待機等を行い、行政・町民が一体となり、災害防除にあたり、今もなお、安全で安心して暮らせる町づくりを推進しております。また、堤防の維持管理におきましても、沿線集落住民の皆様の協力により積極的に行っております。しかしながら、竜王町における治水対策は充分とはいはず、沿線住民が民意の日野川改修促進協議会を組織し早期改修を願望し、行政と住民が協力し早期の天井川解消による日野川抜本改修の早期着手完了を切望しております。

(3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画の中に破堤対策を再優先に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかた・・・。等明記されておりますが、毎年のごとく大雨による洪水溢水、浸水の不安におびえる住民にとって安全安心の生活を最優先として治水整備を考えることが重要であると思います。

## 琵琶湖部会 3 - 2 整備にあたっての視点 (1) 琵琶湖とそれに注ぐ川の重要性・特殊性の認識 - I - 10

琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、少なくとも開発計画の出発時点か、あるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準とすることが重要である。とありますが、河川環境からしますと開発による水質悪化、河川利用と変化が生じているなかで、水質悪化等・環境に配慮することが当然必要であります。しかし、竜王町を流れる日野川は延長約8kmあり、その沿線に民家等があります。天井川であり、蛇行が激しく昭和30年代に護岸が設置されましたが、老朽化が激しく堤体漏水等が生じております。昔から、住民は、その殆どが水田を耕作し川に親しみ川と関わって生活してきました。河川改修により平地河川化と蛇行修正することにより、増水に対する災害破堤防止と早期内水排除による溢水防止を強く望んでおります。自然にやさしい護岸等も当然必要と考えますが、安全で安心な住民生活が送れることが住民の最大の願いであり一刻も早い河川改修を要望しているものです。

## 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

### はじめに

滋賀県は、県土の中心に約400万年の歴史を持つ琵琶湖を有しており、私たちは、琵琶湖の恵みを享受し、時には、脅威にさらされ、琵琶湖の水位を巡り淀川下流地域ともしばしば利害が対立する中で、県民も行政も懸命な水への取り組みを行ってきました。

こうした中で、昭和47年度から平成8年度まで行われた琵琶湖総合開発事業は、治水・利水・保全を柱とし、本県の長年の悲願であった洪水対策や地域整備と同時に、下流の水需要に応える水資源開発を併せて行い、近畿圏の発展に大きく貢献することとなりました。

このような経過を踏まえ、現在本県では、近畿圏の社会経済活動を支える貴重な水資源であるだけでなく、生物の生育生息空間として重要な役割を果たしている琵琶湖を、健全な姿で次世代に引き継ぐべく、「琵琶湖とひととの共生」を基本理念とした「マザーレイク21計画」を策定し、住民・事業者、研究者、NPO、行政など、あらゆる関係者とのパートナーシップのもと、様々な施策を展開しているところです。

また、一級河川指定区間における河川整備計画策定の取り組みとして、住民・学識経験者等の参加を得て、「淡海の川づくり」を進めております。

さらに、国際湖沼環境委員会への参画や世界湖沼会議の提唱・開催など、琵琶湖をはじめ世界の湖沼の保全に向けた調査研究や情報交流にも努めております。

こうした滋賀の取り組みは、琵琶湖の恵みをより適切に享受し、また保全したいと願う滋賀県民の深い理解と協力に支えられたものであります。

こうした中で、淀川水系流域委員会において、淀川水系のるべき姿について、熱心な議論が行われ、このたび、中間とりまとめとしてまとめられましたことに深く敬意を表するところですが、今後のご検討にあたりましては、さらに、このような歴史的経緯や、琵琶湖をはじめとする流域に対する滋賀県民の深いかかわりを十分ご理解いただき、ご議論を重ねていただきたく存じます。

については、琵琶湖や河川について行政としての責任を果たすべく着実な取り組みを進めてきました本県の立場から特段の意見を申し述べますので、今後の検討に当たり、十分ご配意いただきますようお願いいたします。

## 治水について

滋賀県では、年超過確率 1/10(時間雨量 50mm 対応)以下の未改修河川が、51%を占めています。これまで年超過確率 1/10 の確保を当面の目標とした暫定的な改修計画により治水事業を進めております。しかし、これを達成するにも、なお長期を要し、滋賀県としては、当面の目標の確保を最優先に行う方針です。

なお、治水安全度を上げずに、破堤回避対策を優先して溢水を許容すべきという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成、浸水した場合の責任と補償等、十分な議論が必要です。

県は、当面の目標とするレベルの洪水流量に対して、安全度を高めるこれまでの方法を優先し、並行して目標流量を超えるものに対しては、水防活動等の対策(啓発・情報提供)により対応する考えです。

治水については、だれのために、だれが、どこに、どの程度、浸水を許容させるのかといった受益・責任・補償等に関する議論を行い、その実現性についてよく吟味する必要があります。現時点では、こうした議論が行われておらず、提案として、とりまとめる段階にはないと考えます。

### 中間とりまとめの対象箇所

#### 4 - 2 琵琶湖へ注ぐ川について

(3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること <琵部 -1-14 下から 2 行目>

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。

関連記述箇所 <委員会 -9 下から 13 行目>

## 利水について

- ・ 水需要が大きく変化していることをふまえることや、循環型社会の形成を目指してそれぞれの水利用者が節水に務めることは、当然必要であると考えます。
- ・ しかし、水需要そのものの管理を行うことについては、具体的な施策のあり方を含めて、検討する必要があると考えます。
- ・ まず、水需要を考えるうえで、「節水に務める」ということをどう評価するかについては、十分な議論が必要です。  
水需給計画を想定するうえで、節水の結果としての実績値を踏まえた計画はたてられますが、節水努力による効果を具体的な数値目標として行政計画に組み込むことは、困難であると考えます。  
水需給計画を議論するにあたっては、節水に関してどのような具体的な施策を展開し、何を、どこまで数値目標として科学的に設定していくのかなどを、まず議論すべきと考えます。
- ・ また、現在の水供給計画は、一般に10年に一度の渇水に対し、安全になるよう水資源開発を進めています。これは、想定されるあらゆる渇水に対応することは困難であり、これより頻度の少ない確率の渇水に対しては、受容することを前提としています。  
新たな概念として、「渇水をある程度受容する」仕組みを作るのであれば、具体的目標として、どのような頻度でどの程度の渇水を受容することなのでしょうか。  
また、これは、従前の水供給における安全度の考え方と、どのように異なるのでしょうか。
- ・ 琵琶湖流域における水利用のあり方の見直しを行なうことが述べられていますが、県内のほとんどの水が琵琶湖へ流入するという特性を有していること、古くから琵琶湖や流入河川を重要な水源として利用していること、こうしたことから、県を挙げてさまざまな琵琶湖の水を守る取り組みを行なっていることなど、滋賀の水利用のありようを十分踏まえた取り扱いが必要であると考えます。

## 治水 + 利水について

- ・ ある程度の洪水や渇水を許容することで、これまでの施策目標を大きく変更することになるのであれば、生命と財産を守ることに関わる行政施策のこれまでの方針の大きな転換であり、これにより直接影響を受ける住民はもちろん、社会全体への影響は非常に大きいと考えられます。  
こうした大きな施策方針の転換について、その実現可能性を科学的に議論するとともに、広く利害関係者を含めた社会的な合意形成が必要と考えます。

### 3 - 1 値値観の転換

(2) 流域全体での水需要管理へ <琵琶 -1-8 下から9行目>

「使いたいだけ使える量を供給する」「渇水は絶対に避ける」ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

琵琶湖とそれに注ぐ川は、下流地域に対する重要な水源であり、流域全体の水需給の中心を占めている。したがって今後は、下流の要望に応える水源としてだけではなく、琵琶湖流域における水利用のありかたの見直しを行い、水の配分のあり方、水を大切にする生活様式など、水とのかかわりかたを提言・誘導し、淀川下流等の住民とともに新しい水需要のシステムを構築する。

## ダム・貯水池計画について

- 河川の治水・利水計画では、流域の地理、地形、気象条件等をふまえ、数値根拠等に基づき、治水・利水・環境などの視点から、総合的に施策の確実性について判断しています。  
したがって、ダムを含め、さまざまな施策のメリット・デメリットについて十分議論し、これに基づき、行政の責任のもとで事業を推進しているところです。
- 森林の役割については、日本学術会議の答申（「地球環境・人間生活にかかる農業および森林の多面的な機能の評価について」平成13年11月）によれば、「森林による洪水緩和機能、水資源貯留機能はある程度評価できるものの、渇水時には却って流況を悪化させ、また大洪水においては顕著な効果は期待できない」とまとめられています。  
なお、「現行の治水・利水計画は、あくまで森林の存在を前提にしており、森林とダムの両方の機能が相まって初めて目標とする治水利水機能が確保される」とまとめられています。
- したがって、これらについて、ダムに代わる十分な検討が行われ、ダムに代わる現実かつ確実な代替策が見いだせない限り、「ダムに頼らない」との結論は、導かれないと考えます。
- 中間とりまとめでは、計画・建設中のダム・貯水池については、見直しを行うこととされていますが、個別ダムをめぐるこれまでの長い経過の中で、特にダムを設置する地元に対して、行政が説明を行い、地元が合意し協力してきた経緯があります。  
このように行行政が説明してきた一連の内容について、少なからぬ行政責任が既に生じています。  
ダムの是非についての見直し議論を行うにおいても、当然このような行政責任が将来にわたって継続されることを念頭に置くべきであり、十分な検討もなく安易に見直し議論を行うことについて、地元は不信・不安・不満を抱いており、こうしたことは厳に慎むべきと考えます。
- したがって、法定計画である河川整備計画の議論を行うにあたっても、このことをふまえ、地元と十分議論ができる仕組みが必要であると考えます。

### 4- 2 ダム・貯水池計画について

(2)本来の川が持つ機能や環境に回帰できる計画とすること <琵部 -1-14 下から 6 行目>

良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保し、ダムに頼らないなど、総合的な水源確保のための施策を、関係省庁や自治体とも協議・連携すべきである。

### 4- 3 ダム・貯水池計画について <琵部 -1-15 下から 16 行目>

ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。そのため、既存のダム・貯水池についてあらためて検討するとともに、計画・建設中のダム・貯水池については以下の事項を十分考慮し、見直しを行うこと。

(1)流域における適正な水需要に基づく計画であること。<琵部 -1-16 2 行目>

社会情勢の変化に伴って、治水・環境保全等の機能を大きく持たせることを含め、すでに存在するダム・貯水池等の目的を変更したり、現存する、或いは計画中のものの見直しについても積極的に検討することが必要である。

## 水位管理について

- 琵琶湖流域住民は、古来より、琵琶湖の恵みをうける一方、洪水の脅威と戦うべく、江戸時代から、瀬田川の開削が行われ、洪水時の琵琶湖の水位低下を図ってきました。

それでも、明治 38 年の南郷洗堰建設までの琵琶湖は、比較的自然のまま水位が変動しており、その結果、明治 29 年には洪水により県下一円で死者 29 人、家屋全半壊 7,387 戸という大きな災害を被っております。

南郷洗堰の建設によって、琵琶湖の氾濫や淀川の洪水を防ぐために治水容量が確保され、水位操作が行われるようになりました。

その後、さらに、利水の必要性からの水位操作も行われるようになりました。

- 琵琶湖の水位管理の検討は、これまでの治水・利水上の必要性、これに起因した水位をめぐる上下流の歴史的経過を十分踏まえたうえで、治水、利水、環境の 3 つの観点から行われるべきと考えます。

また、環境面について議論する場合には、目標とするべき自然環境とは何かについて明確にし、水位操作とこれらの因果関係を明らかにすべきと考えます。

なお、水位管理による影響については、自然環境を含め、幅広く検討を行う必要があると考えます。

### 4・1 琵琶湖の水位管理について <琵部 1-12 3 行目>

天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的变化が基本になるようにし、他の目的のための変更は必要最低限に止めるよう、留意すべきである。

そのため、人および社会が古来よりいかに琵琶湖とかかわってきたのか、また、それが環境に対していかなる影響を及ぼしてきたのかを深く検討し、新たな水位操作を行なわなければならない。

#### (1) 現状の水位管理の役割・影響について検討すること

現状の水位管理による多面的な影響を検討するため、「洗堰の存在しない状態であればどうなるか」、「琵琶湖総合開発事業の直前の状態ではどうか」、「現状で洗堰を開き、まったく操作しなかった場合にはどうか」などについて、水位変動・流出流量などを推定し、治水・利水・利用・環境について現状との違いを先ず示す必要がある。

また、従来の水位管理の目的であった治水・利水面においても、その前提を含め、現状を見直さなければならない。

## 計画策定の考え方（琵総）

計画策定はあくまで治水・利水・環境を総合的に評価し、行われるべきです。また計画は当然その時々の社会情勢・河川状況等を踏まえて策定されるものであり、今後の計画は、現状を基準点として考えるべきものです。

個々の数値の目標値を過去に求めることはあるかもしれません、今後の理想的な姿が琵琶湖総合開発以前であるとする考えは、琵琶湖総合開発の果たした役割を全く無視することになります。

琵琶湖総合開発事業がもたらした効果を、その後明らかになった負の影響も含めて評価したうえで、今後の計画のあり方を議論すべきです。

### 3 - 1 価値観の転換

( 4 ) 総合的判断に基づき、長期的な影響や目的を考えた、柔軟な水系づくりへ

[<琵部 -1-9 上から 17 行目>]

洪水や渇水など非常時を中心対象とした計画づくり方式から、平常時の川や湖の機能を活かし、自然と人との歴史を考えた長期的・総体的な目標を設定する方に転換する。

### 3 - 2 整備にあたっての視点

( 1 ) 琵琶湖とそれに注ぐ川の重要性・特殊性の認識 [<琵部 -1-10 下から 5 行目>]

現状だけでなく琵琶湖総合開発前、高度成長期以前を基準とすること

もし現時点における国内外の環境に関する意識の上に立ち、現河川法や環境基本法をもとにして琵琶湖総合開発事業が計画され、実行されたのであるとすれば、それは環境と文化に大きく配慮したものとなっていたことが確実であり、琵琶湖とその周辺の姿は、現在見られる状況とは大きく異なっていたことに疑いはない。

したがって、琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、少なくとも開発計画の出発時点か、あるいはその前の高度成長期直前にあたる 1955 年を、基準点とすることが重要である。

## 計画策定の考え方（流域センター、流域（管理）委員会）

「流域管理センター」、「流域（管理）委員会」については、琵琶湖・淀川における河川管理の歴史的経過をふまえ、流域の何を管理するのか、それを流域（管理）委員会が担う必要性、関係者はどのような範囲になるのか等を明確にし、それぞれの役割と責任を議論したうえで、整理すべきと考えます。

### 5 適切な計画の策定・進め方の検討

( 6 ) 流域センター・流域（管理）委員会の設立 [<琵部 -1-22 下から 5 行目>]

川や湖の整備・管理においては、川や湖だけでなく流域全体を管理する視点が必要となってくる。そのため、流域全体について多面的に管理し計画を推進するような、政策決定システムが必要である。そのため、たとえば流域（管理）委員会といった、流域管理主体を設立し、機能させて計画を推進させていくことが望まれる。

関連記述箇所 [<委員会 -17 16 行目>]

[<淀部 -2-32 4 行目>]

## 中間とりまとめ(確定版)に対する意見 集約表

滋賀県

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項   | ページ | 行 | 中間とりまとめの文章  | 滋賀県の意見   |
|--------------|---------|-----|---|---|--|
| 淀川水系流域委員会    | 1       | -   | 3 | 27<br>・・・・琵琶湖をダム湖化することにより・・・水道をひねれば清浄な水が豊富に使える便利な生活をもたらし、・・・淀川流域を・・・世界有数の経済地域へと導いた。                       | 琵琶湖総合開発の成果として、下流のための水資源開発と上流の地域整備を併せて実施し、水資源開発による上下流の利益を均てん化(*みんなが利益を受ける)する仕組みを初めて構築したことにも十分認識すべきです。   |
| 淀川水系流域委員会    | 1       | -   | 3 | 29<br>豊かな水に支えられる生活が当然のことのようになり、   | こうした中で、水位低下に伴う琵琶湖の湖辺環境、住民生活にはさまざまな影響が現に発生することに対する利水者の認識が薄れがちであることにも言及すべきです。  |
| 淀川水系流域委員会    | 1       | -   | 3 | 33<br>利用面では、川は都市に残された数少ない憩いの場、都市空間としての過剰な期待が、無秩序な川の利用を招いた。  | 川の利用の仕方は、事業実施した時のニーズに基づいて行われてきています。これは、一定のルールに基づいてものであり、無秩序な川の利用ではありません。   |
| 淀川水系流域委員会    | 1       | -   | 4 | 3<br>川の形は大きく変えられ、水質の悪化や生物の生息域の減少等を招いている。  | 川の形が大きく変えられたことが、水質の悪化を招いたと理解していいのか教えて下さい。  |
| 淀川水系流域委員会    | 1       | -   | 4 | 12<br>低水路河道の掘削により出水時に高水敷に冠水する頻度は減少し、高水敷の陸域化が起こっている。   | 高水敷が陸域化することにより、どのような問題が生じるのでしょうか。また、その問題を解決するためには、どのような対策が必要と思われているのか、具体的に表現してください。  |
| 淀川水系流域委員会    | 2       | -   | 5 | 23<br>行政主体による管理から、利用者や住民と行政の協働による管理へ  | 特に琵琶湖については行政と住民・国と県・地元住民と下流住民などの関係をどうやって成熟させていくかが当面の課題と考えています。   |
| 淀川水系流域委員会    | 2       | -   | 5 | 24<br>水の需要管理の導入   | 具体的な管理方法は明らかではないが、水コスト(社会経済性)や各水道事業体の採算性も考慮する必要があると考えています。   |
| 淀川水系流域委員会    | 2       | -   | 5 | 25<br>水が無限にあるかのごとく捉え、需要側からの要請に応じて供給量を確保するために水資源開発を行ってきた従来のあり方から、我々が利用できる水は有限であることを認識し、水の需要そのものを管理する水需要管理へ | 有限な水とは、どういう基準から決まるのですか。また、水の使用量を抑えるためには、節水行動のほか、実現性、採算性、確実性等を考慮し水需給マネジメントが不可欠となります。どのようにして実現可能なものとしていくのかを、提案してください。                                      |
| 淀川水系流域委員会    | 3-1-(1) | -   | 6 | 17<br>「周辺地域と調和した景観のある川」   | 周辺地域と調和した景観のある川とは、どのように設定すべきかを考えるべきです。   |
| 淀川水系流域委員会    | 3-2-(1) | -   | 7 | 17<br>川だけでなく森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応することが、財政的にも時間的にも、社会全体として効果的、効率的である。                                    | 時間軸や具体性、実現可能性を含めて、何をもって効果的・効率的というのかを具体的に説明し、そのうえで、効果的・効率的という評価結果を記述すべきです。  |
| 淀川水系流域委員会    | 3-2-(2) | -   | 7 | 35<br>大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、河川整備からライフスタイルを転換させる河川整備のあり方の検討を行う。                    | 社会全体が、大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換を目指している中で、当然、河川整備計画もこの流れの中で策定し、発信していくべきです。なお、ライフスタイルは個人の思想信条の問題であり、河川整備によりライフスタイルを転換させることは困難であると思われるが、具体的な考え方を示してください。 |

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項    | ページ | 行  | 中間とりまとめの文章   | 滋賀県の意見  |
|--------------|----------|-----|----|--|---|
| 淀川水系流域委員会    | 4-1-(1)  | -   | 9  | 18 洪水流量に対して無害とすることを目指し、高い堤防をつくってきたことが、破堤時の危険性をより大きくした。                                   | 「無害」よりも「安全」との方が適切と考えます。<br>また、高い堤防をつくってきたことが破堤時の危険性をより大きくしたとはどういうことか、具体的に説明してください。  |
| 淀川水系流域委員会    | 4-1-(1)- | -   | 9  | 18 洪水防御の基本的対応  | 近年の大きな問題である、都市域の浸透貯留能力の減少等による都市型洪水や、それらと土地利用問題との関連なども認識すべきです。   |
| 淀川水系流域委員会    | 4-2-(1)  | -   | 11 | 24 水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。               | 農業用水の需要は、降雨量や気温などの自然条件に大きく影響を受けるだけでなく、作付け品種による必要水量の違いや季節的な変動も大きいという特色を有しており、水の需要を管理するという考え方については、食料の安定供給への影響や農業者の意見等を十分に反映した慎重な対応が必要です。             |
| 淀川水系流域委員会    | 4-2-(1)  | -   | 11 | 26 現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法となっており、  | 水需要は、それぞれの府県などで供給能力とも合わせて調整検討がされてきたと考えています。   |
| 淀川水系流域委員会    | 4-2-(2)  | -   | 12 | 17 高度処理も試みられているが、窒素やリンの負荷量は確実に増え続ける。   | 湖沼水質保全計画の資料では、琵琶湖への流入負荷は減少しています。前提条件または補足説明を行って、誤解のないように修正してください。   |
| 淀川水系流域委員会    | 4-3-(2)  | -   | 13 | 23 高水敷利用・グランドや公園に加えて、ゴルフ場、リモコン飛行機場、犬の訓練場、自治体や大学の占用運動場等が川の環境破壊を加速し、住民の水害に対する危機意識さえも低下させた。 | 「川の環境破壊を加速し、」とは、具体的にどのようなことを指すか教えて下さい。また、水害に対する危機意識を低下させたこととの関係を明らかにしてください。   |
| 淀川水系流域委員会    | 4-4-(1)  | -   | 14 | 13 河川に入る以前の汚濁負荷の軽減(農薬の規制等)   | 各部会報告では面源対策が不可欠と記述されていることから、委員会報告の中にも記述すべきです。   |
| 淀川水系流域委員会    | 4-4-(1)  | -   | 14 | 13 河川に入る以前の汚濁負荷の軽減(農薬の規制等)、微量有害物質への対応等   | 「農薬の規制等」については、現状をふまえ、具体的な議論を行ったうえで、記述すべきと考えます。規制の必要性が十分議論されていない現状において、あえて記載するとするなら、「農薬の適正使用」とするべきです。  |
| 淀川水系流域委員会    | 4-4-(1)  | -   | 14 | 20 例えば、ダム・湖沼等の水位・取水量の管理や農業用の取排水の見直しなどを行う。  | 水田かんがいについては、川から取水した水と雨を田面に貯え、地下浸透を経て河川へ還元するという一連の過程で、地下水を涵養することにより、直接川を流下するよりも長い時間をかけて水を川へ戻しています。これらのことから、従来から行われていることを十分認識したうえで慎重に見直す必要があると考えています。 |
| 淀川水系流域委員会    | 4-4(1)-  | -   | 14 | 21 水位・取水量の管理や農業用の取排水の見直しなどを行う。   | 農業関係者を含めて、議論を行うべきです。  |
| 淀川水系流域委員会    | 6-2      | -   | 17 | 11 流域委員会、流域センター等の設置  | 「流域管理センター」、「流域(管理)委員会」については、琵琶湖・淀川における河川管理の歴史的経過をふまえ、流域の何を管理するのか、それを流域(管理)委員会が担う必要性、関係者はどのような範囲になるのか等を明確にし、それぞれの役割と責任を議論したうえで、整理すべきと考えます。           |

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項   | ページ | 行 | 中間とりまとめの文章   | 滋賀県の意見   |
|--------------|---------|-----|---|--|--|
| 琵琶湖部会        |         | -1- |   | 文章全体   | 現状に対しての歴史的経過・社会的背景をふまえた分析が不十分なまま、単に、現状をすべて否定しているかのような表現方法が多く、不適切と考えます。   |
| 琵琶湖部会        | 1       | -1- | 3 | 8<br>このような川や湖の荒廃は、1つには川や湖を制御できると過信し、もっぱら近代技術の利用に頼った治水対策を行ってきたこと、2つには川や湖の水をもっぱら水資源として利用・開発してきたこと、さらには、水質保全・生態系保全等の環境的配慮の視点が川や湖の管理に欠落し   | このことの時代・社会的背景も記述すべきです。   |
| 琵琶湖部会        | 1       | -1- | 3 | 13<br>その変貌に大きな影響を与えた琵琶湖総合開発事業は、川の環境の整備・保全が目的化された現行の河川法のもとに行われたものではなく、かつ、環境基本法の制定以前に計画されたものであり、したがって、現在問題視されているような環境配慮の視点が欠落していたことは否めない | 琵総事業によりもたらされた効果も記述すべきです。   |
| 琵琶湖部会        | 2-1     | -1- | 4 | 23<br>(追加)   | 古来から地域は洪水と戦ってきたこと、流域の生命・財産を守るために、近代治水事業を行ってきたこと等の歴史の記述も追加すべきです。  |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(1) | -1- | 5 | 5<br>過去における環境を無視した治水・利水・利用、さらにはそれにまつわる制度の結果として生じたものである。  | 環境を無視していたわけではありません。「社会的な要請から、環境に比べ、治水・利水を重要視した」という表現がふさわしいと考えます。<br>なお、ここで表現されている「環境」の定義および「それにまつわる制度の結果」を具体的に明示してください |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(1) | -1- | 5 | 9<br>制御された水位は出水時に冠水する河川敷の面積を大きく減少させた。  | 制御された水位は出水時に冠水する河川敷の面積を大きく減少させたとは、具体的にどういうことか示してください。  |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(2) | -1- | 5 | 下3<br>琵琶湖においても、南郷洗堰の改修に伴って、新たな操作規則が制定され、……連続性を遮断している。  | 瀬田川洗堰操作規則の制定が、連続性を遮断すると解して良いのか教えてください。   |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(3) | -1- | 6 | 9<br>瀬切れなどの水がなくなる区間が現れた  | 瀬切れは、昔から琵琶湖周辺ではおこっています。  |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(3) | -1- | 6 | 10<br>さらに水質面では、農法の変化に伴う農業排水・濁水の影響も問題になっており、水の利用量を削減しなければ、琵琶湖の水質が改善されないことも、また明らかになってきている。   | この文章は、水質悪化の原因が農業のみととらえられる表現になっているので、負荷の実態を踏まえた表現に修正してください。   |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(3) | -1- | 6 | 13<br>また、下流府県の水需要の増大に対処するために、その水資源開発を主目的になされた琵琶湖総合開発事業が進み、新たな水利権を生んだ。  | 一方で、このことが、現在の日本の繁栄をもたらし、豊かで自然環境にも配慮できるほどの心の余裕をもつ現代社会の基礎を築いたことも事実であり、この効果も記述すべきです。                                      |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(3) | -1- | 6 | 18<br>水源涵養機能は劣化しつつあり   | 農法の変化と併せて、ほ場整備による用排水分離やかんがい用水の整備により、排水が直接排水路に流れ込むことによる変化も大きいと考えられます。   |

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項   | ページ | 行         | 中間とりまとめの文章  | 滋賀県の意見  |
|--------------|---------|-----|-----------|---|---|
| 琵琶湖部会        | 2-2-(3) | -1- | 6         | 26<br>また、湖底の砂利採取などによって、水質のみでなく湖棚の幅が狭められ、固有魚介類の棲息・繁殖場所や漁獲にも悪影響を与えている。  | 琵琶湖における湖中砂利採取については、自然公園法・河川法・砂利採取法に基づき許認可が行われてあり、事業者に対しては、採取行為に伴う水質等環境への負荷が極力生じないよう指導を行っているところです。<br>琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年(2010年)までの廃止をめざし、取り組みを進めているところです。                     |
| 琵琶湖部会        | 2-2(4)  | -1- | 6         | 下2<br>堤防などによる川と湖と陸との分断や・・・・遠い状態になっている。  | 琵琶湖の湖岸堤・管理用道路については、これまで近づきにくかった一般の人々の湖岸へのアクセスを容易にし、琵琶湖が親しみやすくなつたという面もあります。このことも考慮すべきと考えます。  |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(3) | -1- | 6         | (利用面に対する追加意見)   | 環境保全だけが、今後の目的ではないと考えます。環境との共生がキーワードです。このため、答申の中では一方的な言い方を改め、環境と治水や利水のもたらす社会・経済的影響(利益)について、どうすればバランスがとれ、将来のためになるのかを言及するべきと考えます。一方的な意見や思想を答申するのではなく、さまざまな意見を踏まえたうえで、治水・利水・環境のバランスをとりながら、について、どのように河川整備計画を策定していくかをアドバイスする内容に改善すべきです。 |
| 琵琶湖部会        | 2-2-(5) | -1- | 7         | 5<br>社会的な環境変化に伴って流入負荷量を大幅に低減させること   | 意味が不明確です。(問題点を記述すべき項目なのに、異なった内容となっています。)  |
| 琵琶湖部会        | 2-2(6)  | -1- | 7         | 15<br>水利用者が希望的に予測している不確実性のみを反映した計画  | 希望的に予測とは、具体的にどのようなことか示してください。   |
| 琵琶湖部会        | 3-1-(2) | -1- | 8<br>下から9 | [使いたいだけ使える量を供給する]「渴水は絶対に避ける」ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渴水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。 | 節水行動を進めることにより、水需要そのものの管理を行うことについては、具体的な施策のあり方を含めて、検討する必要があると考えます。<br>また、水需要計画を考えるうえで、「節水に務める」ということをどう評価するかについては、十分な議論が必要です。   |
| 琵琶湖部会        | 3-1(2)  | -1- | 8<br>下4   | ・・・今後は、下流の要望に応える水源としてだけではなく、琵琶湖流域における水利用のありかたの見直しを行い・・・淀川下流等の住民とともに新しい水需給のシステムを構築する   | 琵琶湖流域における水利用のあり方の見直しを行うことが述べられていますが、県内のほとんどの水が琵琶湖へ流入するという特性を有していること、古くから琵琶湖や流入河川を重要な水源として利用していること、こうしたことから、県を挙げてさまざまな琵琶湖の水を守る取り組みを行ってきてのことなど、滋賀の水利用のありようを十分踏まえた取り扱いが必要であると考えます。   |

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項   | ページ | 行           | 中間とりまとめの文章  | 滋賀県の意見  |
|--------------|---------|-----|-------------|---|---|
| 琵琶湖部会        | 3-2-(1) | -1- | 10<br>下から2  | したがって、琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、少なくとも開発計画の出発時点があるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準点とすることが重要である。   | 計画策定はあくまで治水・利水・環境を総合的に評価し、行われるべきです。また計画は当然その時々の社会情勢・河川状況等を踏まえて策定されるものであり、今後の計画は、現状を基準点として考えるべきものです。<br>個々の数値の目標値を過去に求めることはあるかもしれません、今後の理想的な姿が琵琶湖総合開発以前であるとすると、琵琶湖総合開発の果たした役割を全く無視することになります。<br>琵琶湖総合開発事業がもたらした効果を、負の影響も含めて評価したうえで、今後の計画のあり方を議論すべきと考えます。 |
| 琵琶湖部会        | 3-2(2)  | -1- | 11<br>下から1  | 水管理においても、応分の受益者負担を行うことについて、検討する必要がある。   | ここでいう水管理とは何か、また、受益者負担とは、どんな受益を誰が負担することを想定しているのかを、明らかにしてください。  |
| 琵琶湖部会        | 4-1     | -1- | 12<br>3     | 天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的変化が基本になるようにし、他の目的のための変更は必要最低限に止めるよう、留意すべきである。そのため、人および社会が古来よりいかに琵琶湖とかかわってきたのか、また、それが環境に対していかなる影響を及ぼしてきたのかを深く検討し、新たな水位操作を行なわなければならない。 | 琵琶湖の水位管理の検討は、これまでの治水・利水上の必要性、これに起因した水位をめぐる上下流の歴史的経過を十分踏まえたうえで、治水、利水、環境の3つの観点から行われるべきと考えます。<br>また、環境面について議論する場合には、目標とするべき自然環境とは何かについて明確にし、水位操作とこれらの因果関係を明らかにすべきと考えます。  |
| 琵琶湖部会        | 4-1(4)  | -1- | 13<br>11    | (4) 利害調整・協調のための仕組みを考えること  | 現在の調整の仕組み(操作規則など)は、上下流の調整を経て作成されたものであり、その経緯を十分に確認したうえで議論することが必要と考えます。   |
| 琵琶湖部会        | 4-1(4)  | -1- | 13<br>下から12 | b. 操作実施中に利害が対立したとき: 例えば、大渇水により下流の川が著しい水量不足になったとき、アオコが異常発生したとき、水温が異常に変化したとき、などの具体的な状況を解決するための方法  | アオコの異常発生を水位管理で緩和するとは、どういうものか示してください。  |
| 琵琶湖部会        | 4-2-(2) | -1- | 14<br>18    | 琵琶湖へ自然に注ぐ河口部を持つ川  | 「自然に注ぐ河口部」とは、どのようなことを意味するのでしょうか。<br>川は、本来、人の手を加えなければ流路が一定せず、川沿いに人が住むことは不可能となりますが、そのように自由に移動する河口を目指すということになるのか教えて下さい。  |
| 琵琶湖部会        | 4-2-(2) | -1- | 14<br>21    | 瀬切れのない、あるいは少ない川   | 「瀬切れのない、あるいは少ない川」が、本当に川が持つ本来の環境であるのでしょうか。また、そもそも本来とはどのようなことを指すのでしょうか。表現にあたっては、十分な検討が必要と思われます。   |

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項   | ページ | 行          | 中間とりまとめの文章   | 滋賀県の意見   |
|--------------|---------|-----|------------|--|--|
| 琵琶湖部会        | 4-2-(2) | -1- | 14         | さらには、良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保し、ダムに頼らないなど、総合的な水源確保のための施策を、関係省庁や自治体とも協議・連携すべき。   | 「良質な農業生態系」を具体的に分かりやすく表現してください。<br>また、「良質な農業生態系」をダムの代替案とする考え方を分かりやすく示してください。  |
| 琵琶湖部会        | 4-2-(2) | -1- | 14         | さらには、良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保し、ダムに頼らないなど、総合的な水源確保のための施策を、関係省庁や自治体とも協議・連携すべき。   | 日本学術会議の調査によれば、森林による洪水緩和機能、水資源貯留機能はある程度評価できるものの、渇水時には却って流況を悪化させ、また大洪水においては顕著な効果は期待できないとまとめています。<br>したがって、ダムなしを前提とするではなく、ダムなしとしたときのメリット・デメリット、ダムなしとした場合の代替案の実現可能性などを総合的に検討すべきと考えています。<br>なお、現行の治水・利水計画は、あくまで森林の存在を前提にしており、森林とダムの両方の機能が相まって初めて目標とする治水利水機能が確保されると考えています。   |
| 琵琶湖部会        | 4-2-(3) | -1- | 14<br>下から2 | 従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。 | 滋賀県では、年超過確率1/10(時間雨量50mm対応)以下の未改修河川が、51%を占めており、これまで年超過確率1/10の確保を当面の目標とした暫定的な改修計画により治水事業を進めています。<br>しかし、これを達成するにも、なお長期を要し、滋賀県としては、当面の目標の確保を最優先に行う方針です。<br>なお、治水安全度を上げずに、破堤回避対策を優先して溢水を許容すべきという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成等、今後十分な議論が必要であると思われます。<br>県は、当面の目標とするレベルの洪水流量に対して、安全度を高めるこれまでの方法を優先しながら、並行して目標流量を超えるものに対しては、水防活動等の対策(啓発・情報提供)により対応する考えです。 |
| 琵琶湖部会        | 4-2-(2) | -1- | 15         | 災害にしたたかに対処する強い地域の形成を期待するものである。   | 災害にしたたかに対処する強い地域の形成を期待することと社会経済の発展は相反すると思いますが、淀川水系流域委員会の中でしっかり議論されたうえで、提言されるべきです。<br>また、これまでの計画治水安全度を減じてしたたかな対処を求めていたのか、減じることなくしたたかな対処を求めていたのかを、淀川水系流域委員会の中でしっかり議論すべきです。   |
| 琵琶湖部会        | 4-2-(2) | -1- | 15         | ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。  | ダムには、「穴あきダム」のように連続性を確保できるものもあります。すべてのダムが、連続性を損なうような表現は、削除してください。<br>また、ダム以外の手法も下流河川の環境等に改变が伴うことも認識する必要があります。よって、治水・利水計画は総合的な判断をするべきと考えています。  |

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項   | ページ | 行           | 中間とりまとめの文章  | 滋賀県の意見  |
|--------------|---------|-----|-------------|---|---|
| 琵琶湖部会        | 4-3(1)  | -1- | 15<br>下から10 | 水資源開発の根拠とされている淀川下流域における水需要予測は、1970年代初期の琵琶湖総合開発事業計画策定時の分析を根拠とするものであり、・・・                   | 現在の根拠は平成4年8月に全部変更された淀川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）です。   |
| 琵琶湖部会        | 4-3(1)  | -1- | 15<br>下から7  | ・・・たとえ水需要を満たしきれない自体が起こる可能性が短期的に高まっても、それが著しく深刻なものにならないと考えられる限りは許容する、といった社会的認識も徐々に増大してきている。 | 社会的認識が、徐々に増大してきているということは、どのような根拠に基づいたものなのか示してください。  |
| 琵琶湖部会        | 4-3(2)  | -1- | 16<br>7     | ダムの建設はその周辺の自然環境や生態系に甚大な影響を与えるだけではなく、その上流と下流を分断するなど、社会的人文的構造に対する影響も大きいため・・・・               | まず、大きな問題として、湛水地域の水没を加えるべきと考えます。   |
| 琵琶湖部会        | 4-2-(2) | -1- | 16<br>28    | 北湖の湖底環境の悪化が著しいとされているが、ダム・貯水池による影響もその一つの可能性として考えられていること、なども十分に配慮する必要がある。                   | なぜ、ダム・貯水池が北湖の湖底環境の悪化原因の一つとなるのかを、具体的に示してください。  |
| 琵琶湖部会        | 4-4-(1) | -1- | 17<br>8     | その他、砂利採取についても、湖棚の沖出し幅を縮小させたり、水深を深めることは避けるなど、湖辺の形状に影響を与えないやりかたで行なわなければならない。                | 琵琶湖における湖中砂利採取については、自然公園法・河川法・砂利採取法に基づき許認可が行われており、事業者に対しては、採取行為に伴う水質等環境への負荷が極力生じないよう指導を行っています。<br>琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年（2010年）までの廃止をめざし、取り組みを進めています。 |
| 琵琶湖部会        | 4-5-(1) | -1- | 18<br>26    | 大規模な濁水発生の原因となり、底棲生物の棲息環境を破壊するとともに、湖棚の水深を深めることにもなる、砂利採取を目的とした湖底浚渫の禁止。                      | 琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年（2010年）までの廃止をめざし、取り組みを進めています。  |
| 琵琶湖部会        | 4-5-(2) | -1- | 19<br>5     | 降雨時や代掻き田植え期の濁水とともに流出する土壤・農薬・肥料など、農業系面源負荷の排出量の削減と流出を、防止しなければならない。                          | 「滋賀県では、早くから農業排水対策に取り組んでおり、さらに推進する必要がある」との表現にしてください。全国の中でも農業排水対策を大きな課題として位置づけて取り組んでいるのは、本県だけです。  |

| 対象となる中間とりまとめ | 章・節・項   | ページ       | 行        | 中間とりまとめの文章  | 滋賀県の意見  |
|--------------|---------|-----------|----------|---|---|
| 琵琶湖部会        | 5-(5)   | -1-<br>21 | 下から<br>6 | 順応的・可変的計画とするためには、川や湖の整備・管理について評価する仕組み、手法がまずは必要である。そのためには河川整備・管理について、治水・利水・利用・環境など多様な面を総合して評価する、新しい評価手法や指標の開発が必要である。 | 河川事業を行うにあたっては、その事業の必要性について、当然評価しながら行っています。もちろん、その評価内容・手法は、時代とともに変わり、近年は環境についての評価比重が高まっています。「まずは必要」とありますが、現在採用している手法において、何が不足で、何を新たに開発すべきか示してください。<br>「新しい評価手法や指標の開発が必要」とは、そのような評価手法の開発をするまでの間、すべての事業を中止すると解釈していいのか教えて下さい。           |
| 淀川部会         | 3-2-(1) | -2-<br>14 | 7        | 上水道、工業用水、農業用水、発電用水の使用実態を正確に把握したうえで、科学的合理性を持って説明できるような水需要予測を行う。<br>・使用水量と需要実態の調査を行って、実態に即さない水使用を見直す等の適正な水配分を行う。      | 農業用水の需要は、降雨量や気温などの自然条件に大きく影響を受けるだけでなく、作付け品種による必要水量の違いや季節的な変動も大きいという特色を有しているだけでなく、10年確率の渇水年にに対応したものとなっています。また、既に番水（隔日送水）等の節水努力を行いつかんがいを行っており、短期間の実績のみで需要予測を行うことは困難と判断しています。<br>かんがい用水の特殊性（取水した水のほとんどが河川へ還元される）を十分認識したうえでの慎重な対応が必要です。 |
| 淀川部会         | 3-4-(1) | -2-<br>20 | 3        | 濁水の処理について   | 流出した濁水の「処理」は困難です。「濁水流し防止対策について」とすべきです。  |

『中間とりまとめ』全体について

- 1.現在の桂川、淀川が大都市圏を流れていること、高水敷を含め市民の憩いの場になっている現状をもっと重視して、『自然・環境』への過度な施策転換を中止していただきたい。
- 2.特に、運動施設の設置等について、全て『あくまで暫定的なもの』と位置づけるのではなく、その地域の住民等の意見や土地利用の状況に応じて、性格付けをすることとされたい。  
また、『河川の本来あるべき姿』についても、その地域の住民等の意見を十分反映して、明らかにされたい。
- 3.「4 - 1 治水・防災、(1)洪水、具体的な事項」で記載されている都市計画上の対応に関する意見としては、現在の都市計画は、既存の河川整備計画を踏まえて、策定されているものであり、安易な土地利用規制や法制度の見直しを行るべきではない。
- 4.「4 - 3 利用、(2)高水敷利用」に、次のものを追加してください。  
・高水敷は、大都市において貴重な市民の憩いの空間であり、利用についての基本的な考え方をまとめるに当たっては、地域住民の意見を十分に反映したワークショップなどの手法によることとする。

【追伸】

昨年秋、桂川の河川敷を利用して、地元の保勝会・商店街の方々が臨時の駐車場を設置されました。無償で実施され、嵐山への観光客からは好評でしたが、今年は、国からの許可をいただけないため、実施できないようです。

市民や観光客に好評な利用が、『許可』『不許可』という一方的な手法ではなく、関係者の話し合いによる『コミュニケーション型』の手法で、調整されることが望ましいと思います。

また、利用の面で、『運動施設などへの利用』と『舟運への利用』を区別する理由はどこにあるのでしょうか。グランド利用も、船着場も同じように取り扱うべきと思います。

法整備：全体的によく考られ、充実したものとなっていると思いました。ただ、現在の日本では、いくら良い考えを提案しても、実際にはなかなか実現しないと危惧されます。実現するのだと言う強い意志と、その後ろ楯となる法や人間（つまり予算）が必要です。

この取りまとめは、淀川だけでなく、日本の国全体の水系にあてはまるのですが、単に意見をまとめ、考えを組み立てるだけでなく、それを本気で推進していくにはどうするかと言う議論が少ないよう感じられます。「日本人は長期の展望の下に、のごとを推進していくことができない」という前提に立って、「やるならば徹底的にやる」という厚い層の形成に取り組まなくては、数年後には腰砕けに終ってしまうことは明らかです。

教育制度が変ったこの時期を1つのチャンスと考えて、この際、学校でこの種の話題を取り上げて「教育」するのも悪くはないでしょうが、いいかげんな政府や官僚の気まぐれで生まれたような教育制度改革では、たいした成果は期待できません。

「本当のところはこうなんだ」という事実に基づく、まじめな政治が行われなければ、何時までたっても「笛吹けど踊らず」のままでしょう。中間取りまとめにもとづく種々の事業の成功は、結局、国の中心でいかに立派な政治が行われているかと言うことと大きく左右されるのです。きちんとした政治が行われておれば、成功するのに、残念なことです。

平成14年7月31日

## 淀川水系流域委員会中間報告に対する意見

淀川部会の中間とりまとめ文中、随所に現れる次の事柄について

「高水敷の冠水頻度を高める。」「高水敷としての本来の利用に基づくグランドなどの利用制限。」あるいはこれに類する表現について

限りある水資源の有効活用のための供給量の再検討とそれに伴う社会構造の再構築について

水質の保全策について

以上、3点について下記のとおり意見を申し述べます。

## 記

について

水系特有の生態系と多様性の維持回復のために自然現象に応じた不定期の冠水を促進することは理解でき、「グランド等に利用されている高水敷を川本来の目的のために利用していく。」ことは重要なことと考えるが、狭小な河積のまま沿川に人家や農地の展開がみられ、常に洪水の危険性にさらされている中小河川(とりわけ上流地域)にまでその基本的姿勢を貫いていくような考え方を容認しがたい。

画一的でなく、現場の状況をよく見極めた対応を望みたい。

について

限りある水資源の有効活用のため、供給量について再検討していくことは基本的に異論を唱えるところではない。

しかしながら、大都市部はともかく地方(町村)部にあっては、厳しい財政事情に加え地方分権型社会に向かって個性あるまちづくりを展開していくために、新産業の立地は欠くことができない要件となってくる場合があり、「社会構造を(水の)供給量の限界内にとどまるよう再構築すべきである。」についても地域の独自のまちづくり計画推進を阻害することのない配慮を望みたい。

なお、「増加する需要を満たすために際限なく水資源開発を行う方向を改め……」についても、生活用水(工業用水でない)の安定的供給に努めなければならない上流区域が存することを念頭においた対応を望みたい。

について

「あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する。」「汚濁発生原因者の責任において現状に復する義務を有するので管理の徹底を図る。」については当然のことではあるが、一概に企業活動といえどもきわ

めて零細な家内工業の多い地場産業も含まれ、また、農業排水・林業排水も規制されることとなる。

この場合においても、経済的環境等々を十分に考慮し、必要な施設の整備については助成措置を講じるなど、単に規制にとどまらず真に住民が河川を守り育していく意識が芽生え、高まるような考え方に基づかなければ、所期の目的が達成できないと考える。

### 中間とりまとめへの意見

中間とりまとめということで理念の整理という意味において、評価できると思います。目標を長、中、短期に分けて考える事にも賛成です。あとは、短期目標から導き出される具体的な整備計画について、どこまで最終報告で踏込むことができるかということだと思います。

報告書の中で何度か出てくる「上流部の狭窄部(銀橋周辺)」を私たちは活動の拠点としています。浸水するたびに「開削せよ」の話が持ち上がり、それが地元の希望というとらえ方で行政は認識していると思います。しかし、下流部の問題はともかくこの狭窄部の岩風景は、川に目をくれなくなってしまった今だからこそ関心を示す人は少ないものの、ここは、代々受け継いできた地域を象徴する「風景」なのです。西行法師が立ち寄り、一句詠んだとも言われています。そうそう、今その時の都合だけで吹き飛ばしていいものではないと思います。日本人は戦後、多くの次に繋げるべき財産を途絶えさせ、今の利益性、合理性を優先させてきました。もうこの地域においても残り少なくなってしまった今、死にかけた猪名川とともにさらにこの岩風景までも変えてしまうべきではないと思います。

幸い、銀橋すぐ上流には遊水地になりうる竹林と畑のスペースが残されています。ここを買い取り、平常時には市民の憩のスペースとして開放して利用し、洪水時に備えることが可能です。

コスト比較もわからぬないですが、本報告書の理念に基づいて「今、求められる選択の方向性と意義」について、しっかり地元に情報提供した上で、地域も含めて判断できる『場』つくりをしていくことが重要であると考えます。

|   |     |               |    |
|---|-----|---------------|----|
| 淀 | 108 | 大阪府泉大津市 中川 和美 | 個人 |
|---|-----|---------------|----|

淀川が大阪府に貢献した事実と重要な河川という認識は理解しているつもりです。国土交通省もいろんな技術や情報に基づき、より美しく、よりよい環境等にするため、施策をとっていることは堤防を散策すれば解りますが、現状はとても誉められたものではありません。

事業に際し、もっと検討していただき最小の犠牲で対策を打ってほしいので次の提案をもうしあげます。

- 1 . 河川は自由航行の原則であり、人がみだりに手をつけてはいけない。
- 2 . 手をつけるのは国民の財産や人名の安全に関してである。
- 3 . 空気の浄化に役にたっている（川を見ていると気が落ち着く事実から判断して）
- 4 . 一部の人間に利用されている（ゴルフ場等）のは人間のエゴである。
- 5 . 開発には時間とゆとりをもって環境調査を実施し自然治癒力を考えながら実施してほしい。
- 6 . たとえば、運動場を造ったとして元に戻す責任は誰がとれるのですか。空間があり利用できるものは利用したいというのは人間の都合であり、利用しているのは人のみでない。
- 7 . 時代の価値観にとらわれお金をかけ物を造るのが正しいのか、もし正しければ復元費用も利用者からとりながら造ってほしい。

平成 14 年 7 月 31 日

- 1 - 1 2

#### 4 主な施策別の計画および整備の方向性

##### 4 - 1 琵琶湖の水位管理について

天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的变化が基本になるようにし他の目的のための変更は必要低限に止めるよう、留意すべきである。

意見 この中のアングーラインの部分は具体的にどういうケースを言うのでしょうか。特に「自然の季節的变化が基本になるように」といいういまわしは、琵琶湖治水の大きな役割である湖水位の調節を見直し、自然の季節的变化に委ねようということでしょうか？もしそうならちょっと無理があるように思いますが・・・。

##### ( 1 ) 現状の水位管理の役割・影響について検討すること

・・・・・・・・・

又、従来の水位管理の目的であった治水・利水面において、その前提を含め、現状を見直さなければならない。

意見 琵琶湖へ注ぐ流入河川も含めまだまだ整備の遅れている河川もある中で、琵琶湖の水位管理の目的は、下流域も含め、まず治水、利水面が最重要課題であると考えますし、ここに環境課題をいかに附加していくかを考えて行くべきではないでしょうか。

また、タイトルの「現状の水位管理の役割・影響について検討すること」にあるように、琵琶湖の湖水位の調節がこれまでに周辺の関係市町村へ与えてきた影響等について調査し、現状把握いただきたいと思います。

- 1 淀川部会
- 2 ページ番号 1 ページ
- 3 1 現状と課題 / 問題点 1-1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲
- 4 意見

「なお、本水系の河川にあっては、水源から大阪湾にいたる上下流の縦断方向の関係、連続性および堤内と堤外との横断方向の連続性、流入流出するすべての河川および水路との関係を切り離す事はできない。こういった点を考慮し、影響があると考えられる事項については直轄区間以外も検討対象にした。」とあります。

安威川ダムは、淀川水系に計画されているダムであり、「淀川フルプラン」にも明確に位置付けられており、国土交通省の直轄ダムでないと言う理由のみで審議対象でないとすることは理解できません。

淀川部会では、大阪府管理河川の安威川も審議対象とし、直轄河川と同様および同等の手法で検討する必要が有ると考えます。

また、大阪府が府管理河川の安威川などをふくむ神崎川水系について、来年度に河川整備が計画されており、双方で具体的な整備計画が作成される事が望ましいと考えています。

|   |     |           |     |
|---|-----|-----------|-----|
| 全 | 111 | 滋賀県高島郡朽木村 | 自治体 |
|---|-----|-----------|-----|

### 1 . 治水の現状について

本村では現在北川ダム（第1・第2）整備工事が鋭意進められており、根本的な治水対策はその完成により達成されると思われる。よって、早急の完成を図るよう希望する。

### 2 . 水不足解消、生活用水、農業用水の確保について

特になし

### 3 . 河川環境の保全・整備について

環境に影響の少ないダム構造検討や、多自然型護岸など自然環境との調和を図りつつ整備を進めていくことを要望する。

## 淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見について

当町は、姉川、高時川と、大きな流域を持つ1級河川が流れおりいずれの河川とも天井川である。河川敷きには堤外民地もたくさんあり雑木林が繁茂し、特に川幅の狭い箇所もあり河川の整備は、まだまだ不十分である。さらに、高齢化社会での水防活動が、弱体化している現状である。

また、本年、姉川ダムが完成したことで、治水対策に大きく寄与していると考える。そこで、高時川については丹生ダムが建設中であり、計画に沿った完成を望むものである。